

内閣参質二二一第九三号

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員吉良よし子君提出関東大震災時の朝鮮人虐殺事件に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉良よし子君提出関東大震災時の朝鮮人虐殺事件に関する質問に対する答弁書

一について

昭和三十九年三月十七日の参議院予算委員会において、須藤五郎参議院議員（当時）が大平外務大臣（当時）に対して質疑したこと及び同日の同委員会において、同大臣（当時）が「数々の過去のあやまちにつきましては、須藤さんと同じように、私もよく承知しております。」と答弁したこと並びに同月三十日の同委員会において、同議員（当時）が池田内閣総理大臣（当時）に対して質疑したこと並びに同日の同委員会において、同内閣総理大臣（当時）が「関東大震災のとき、いろいろいきさつのあったことは知っておりますが、当時、それを犯罪としては国内では取り扱わなかったと思います。」及び「あなたは、関東大震災のときのあの状況を、日本人全体の犯罪とおっしゃるのですか。私はそうは見えておりません。ただ個々の事実で犯罪行為に該当したものは、個々の人に対する処置としてとつたでしょうが、日本民族の犯罪だということは、だれも否定している。私はそう思っている。個々の人についての犯罪は、それはあったでございましょう。しかし、国全体として私はそう考えていないのです。」と答弁したことは承知している。

二について

お尋ねの「須藤参議院議員の体験・目撃に基づく発言を否定する資料」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「須藤参議院議員の体験・目撃」については、調査した限りでは、政府内にその事実関係を把握することのできる記録が見当たらないところである。

三及び五について

御指摘の「本事件を念頭に「あやまち」と述べている」及び「本事件が実際に起こったことを前提になされている」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「本事件」については、調査した限りでは、政府内にその事実関係を把握することのできる記録が見当たらないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

御指摘の「本事件が「犯罪」として起こったという認識を示したものの」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「本事件」については、調査した限りでは、政府内にその事実関係を把握することのできる記録が見当たらないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、

昭和三十九年三月三十日の参議院予算委員会において、池田内閣総理大臣（当時）が「関東大震災のとき、いろいろいきさつのあつたことは知っておりますが、当時、それを犯罪としては国内では取り扱わなかったと思います。」、「国法に照らして、犯罪ときめておりませんから、日本国民としては、犯罪とおつしやるのではありません。」及び「あなたは、関東大震災のときのあの状況を、日本人全体の犯罪とおつしやるのですか。私はそうは見ておりません。ただ個々の事実で犯罪行為に該当したものは、個々の人に対する処置としてとつたでしょうが、日本民族の犯罪だということは、だれも否定している。私はそう思っている。個々の人についての犯罪は、それはあつたでございましょう。しかし、国全体として私はそう考えていないのです。」と答弁しているところである。

六について

御指摘の「本事件」については、調査した限りでは、政府内にその事実関係を把握することのできる記録が見当たらないところ、現時点において、御指摘のように「改めて本事件を調査すべき」とは考えていない。